刑事事件の相談と解決事例

弁護士に相談することにより、解決策が見つかることがあります。

以下では、埼玉総合法律事務所の弁護士がご相談を受けた事例を参考に、解決事例をご紹介します。

- 【相談】

  Ａさんは、お酒を飲んだ後、車を運転してしまい、追突事故を起こしてしまいました。酒気帯び運転で逮捕され、警察署に閉じ込められています。

  当番弁護士として警察署に接見に行き、Ａさんの話を聞いたところ、このまま長く閉じ込められていると、自営の製造業が立ちゆかなくなるとのことです。

  なんとか早く出してください、との相談を受けました。

【解決】

刑事事件で逮捕された場合、多くは、逮捕から４８時間以内に検察官に送致され、そこから２４時間以内に検察官から勾留請求されるかどうかが決まります。

私がＡさんと接見したのは、勾留される前でした。検察官に送致されるのは翌日だったのです。

勾留されると、基本的には、１０日間閉じ込められることになります。その後、さらに１０日間勾留される可能性もあります。

Ａさんに勾留の説明をすると、１０日間も閉じ込められれば、自営でやっている製造業の納品の締め切りに間に合わず、大きな取引先を失うことになり、生活が成り立たなくなるとのことでした。

この場合、身体拘束からの解放の手段としては、

□①警察限りで釈放してもらう、

□②検察官に勾留請求させない、

□③裁判官に勾留請求を却下するよう求める、

という方法があります。

Ａさんの場合は、翌日に検察官に送致されることが決まっており、①の手段は難しかったので、②と③の手段を検討しました。

具体的には、②では、担当検察官に対して「勾留請求するような事案ではないから勾留請求しないでくれ」との意見書を提出し、検察官と実際に話して、勾留の要件がないことを説得します。

□□□